



# 平成30年度 宇治市創業支援補助金 【募集要項】



## 【募集期間】

平成30年4月2日(月)～平成30年10月31日(水)



宇治市市民環境部商工観光課

## 【目次】

### < 基本的事項 >

1	目的	2
2	補助対象事業者	2
3	補助対象事業の期間	5
4	支援内容	5
5	補助対象経費	7
6	事業のスキーム	8
7	手続きの流れ	9

### < 応募及び採択 >

8	応募方法	10
9	内容の審査	10
10	指定について	10

### < 採択後の手続き >

11	交付申請	11
12	事業の変更、中止	12
13	実績報告書	12
14	書類の提出先、お問い合わせ	13

### < 様式 >

(様式1)	宇治市創業支援補助事業者指定申請書	14
(様式2)	事業計画・収支予算書	15
(様式3)	宇治市地域貢献策計画書	21
(様式4)	宇治市創業支援補助事業者指定(却下)通知書	22
(様式5)	宇治市創業支援補助金申請書	23
(様式6)	宇治市創業支援補助金(不)交付決定通知書	24
(様式7)	宇治市創業支援補助金事業計画変更(中止)申請書	25
(様式8)	宇治市創業支援補助金実績報告書	26
(様式9)	収支決算書	27
(様式10)	宇治市創業支援補助金(変更)交付(取消)決定通知書	30
(様式11)	宇治市創業支援補助金確定通知書	31

(表紙写真：創業支援補助金を活用された「specialty coffee LUTY」の西川さん)

## 1 目的

新たに創業する者や第二創業を行う者に対して、その創業等に要する経費の一部を補助することで、創業初期の経営安定化及び地域経済の活性化等を目的とします。

## 2 補助対象事業者

次の(1)から(8)までの条件をすべて満たす事業者

(1)平成30年4月1日～平成31年3月31日までの間に新規創業または第二創業を行う者であること

新規創業	・事業を営んでいない個人が、新たに事業を開始すること ・新たに法人を設立して当該法人の事業を開始すること (既に事業を営んでいる個人又は法人が、新たに法人を設立する場合は、新事業の開始が必要)
第二創業	・既に事業を営んでいる個人若しくは法人の後継者が、平成29年10月1日～平成31年3月31日までの間に事業を引き継ぎ、かつ新事業を開始すること

法人とは、会社法上の株式会社・合同会社・合名会社・合資会社、企業組合・協業組合・特定非営利活動法人のこと

「新事業」とは、既に営んでいた既存事業と日本標準産業分類の細分類が異なる事業のこと

事業の開始は個人事業の開業届出書又は法人設立届出書等で確認します  
(許可業種については、平成31年3月31日までに許可の取得が必要)

(2)市内に事業所を設置している者又は設置しようとしている者であること  
(さらに、個人事業主の場合は市内に住所を有すること、法人の場合は市内に登記が必要)

(3)日本政策金融公庫の融資又は保証協会の保証がある融資を利用する者であること  
(平成31年3月31日までに融資実行されていることが必要)

(4)国の認定を受けた宇治市の「創業支援事業計画」に規定する「特定創業支援事業」を受けた者であること

創業塾（宇城久区域の商工会議所等が実施）において、経営・財務・人材育成・販路開拓についての知識が身につく講座を全て受講し、かつ、宇治商工会議所が実施する中小企業診断士等による個別相談指導を1ヵ月以上にわたり2回以上受講し、知識が身についたと認められる者を「特定創業支援事業」を受けた者として、宇治市が証明書を発行します。創業塾の一部を受講できなかった場合には、受講できなかった分野について個別相談指導を受けることにより、受講したとみなすことができます。

（５）京都信用保証協会の対象業種・企業規模に該当する事業を行う者であること

（該当条件）

資本金又は常時使用する従業員数のいずれかが、次の表の条件を満たしていれば対象となります。

業種	資本金	従業員数
製造業等（運送業・建設業を含む）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業 （自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
ソフトウェア業 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
医療法人	-	300人以下

但し、次の者は、原則として対象から除かれています。

1.次に掲げる業種を営む者
(1)農業（園芸サービス業を除く。）
(2)林業（素材生産業および素材生産サービス業を除く。）
(3)漁業
(4)金融・保険業（保険媒介代理業および保険サービス業を除く。）
(5)その他
・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第3条第1項又は第31条の2の適用を受けた飲食店（食事の提供を主目的とするものである場合並びに衛生水準を高め、及び近代化を促進するものである場合を除く。）、同法第2条第1項第4号及び第5号に規定する風俗営業（まあじゃん屋・ゲームセンターを除く。）、第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、その他風俗上好ましくないもの。
・ 他に分類されないその他の生活関連サービス業のうち、易断所、観相業、相場案内業(けい線屋)
・ 競輪・競馬等の競走場、競技団
・ パチンコホール、その他の遊戯場のうちのゲームセンターのうちのスロットマシン場
・ 芸ぎ業（置屋、検番を除く。）
・ 娯楽に附帯するサービス業のうち、場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等の予想業
・ 興信所（もっぱら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る。）
・ 民間職業紹介業のうち、芸ぎ周旋業
・ 他に分類されないその他の事業サービス業のうち、集金業、取立業（公共料金またはこれに準ずるものに係るものを除く。）
・ 政治・経済・文化団体
・ 宗教
・ その他の保証対象として不適当と判断される業種
2.許認可等を要する業種を営む方で、許認可等を受けていない者
3.手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けている者
4.手形の不渡りまたは電子記録債権の支払不能後、6か月以上経過していない者
5.代位弁済を受け、その求償債務を完済していない者
6.求償債務の連帯保証人となっている者
7.延滞など正常でない保証取引中の者
8.延滞など正常でない保証取引の連帯保証人となっている者
9.3～8の者が代表者となっている法人
10.3～8の法人代表者の者

(6) 市税を完納している者であること

市税とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第5条に規定する税を言い、応募者の所在する市区町村の税金に滞納がないことが条件となります。

(7) 創業後3年間は宇治市内において事業を継続すること

(8) 他の補助金、助成金等を活用する事業でないこと。ただし、経済産業省の「創業・事業承継補助金」を受ける場合のみ今補助金の対象とする。

### 3 補助対象事業の期間

補助期間は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの新規創業・第二創業に係る経費を補助します。

### 4 支援内容

(1) 支援内容

補助金額 (限度額)	最大150万円 (基礎分100万円+加算分50万円)
補助率等	基礎分：補助対象経費の3分の1 加算分：補助率無し。加算額を支援（補助事業費の範囲内）
その他	他の補助金・助成金等を受ける者は対象外とする。 ただし、経済産業省の「創業・事業承継補助金」を受ける場合のみ今補助金の対象とする。なお、この時の補助対象経費は、「(本事業の補助対象経費) - (国庫補助金額)」とする。

(2) 加算分の要件について

下記の要件を満たした場合、補助金をそれぞれ加算する

番号	要件	加算額	備考
	創業者が市外から移住	10万円	個人事業主又は法人代表者が29年4月1日～31年3月31日までに市内に移住
	創業者が若者	10万円	40歳未満(平成31年3月31日時点)
	市内新規雇用1人あたり 最大3名まで	10万円 最大30万円	正規職員の雇用であること。 個人事業主・法人代表者は除く。

正規職員とは会社が定める所定労働時間労働し、雇用期間の定めが無い労働者のこととする

< 補助金限度額の例 >

【基礎分のみ(加算要件なし)の場合】

基礎分 (1/3) 60万円	自己負担 120万円	事業費180万円
----------------------	---------------	----------

基礎分 (1/3) 100万円(上限)	自己負担 200万円	事業費300万円
---------------------------	---------------	----------

【基礎分 + 加算最大額50万円の場合】

基礎分 (1/3) 60万円	加算分 50万円	自己負担 70万円	事業費180万円
----------------------	-------------	--------------	----------

基礎分 (1/3) 100万円(上限)	加算分 50万円	自己負担 150万円	事業費300万円
---------------------------	-------------	---------------	----------

【国庫補助金がある場合(加算最大)】

国・補助金 100万円	自己負担 83.4万円	加算分 50万円	基礎分 (1/3) 66.6万円	事業費300万円
----------------	----------------	-------------	------------------------	----------

市補助金対象経費

## 5 補助対象経費

補助事業実施のために必要となる経費として、下記の ~ の条件をすべて満たすものを対象とします。

使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費

平成29年10月1日～平成31年3月31日の期間内に支払った経費

証拠書類等によって金額、支払等が確認できる経費

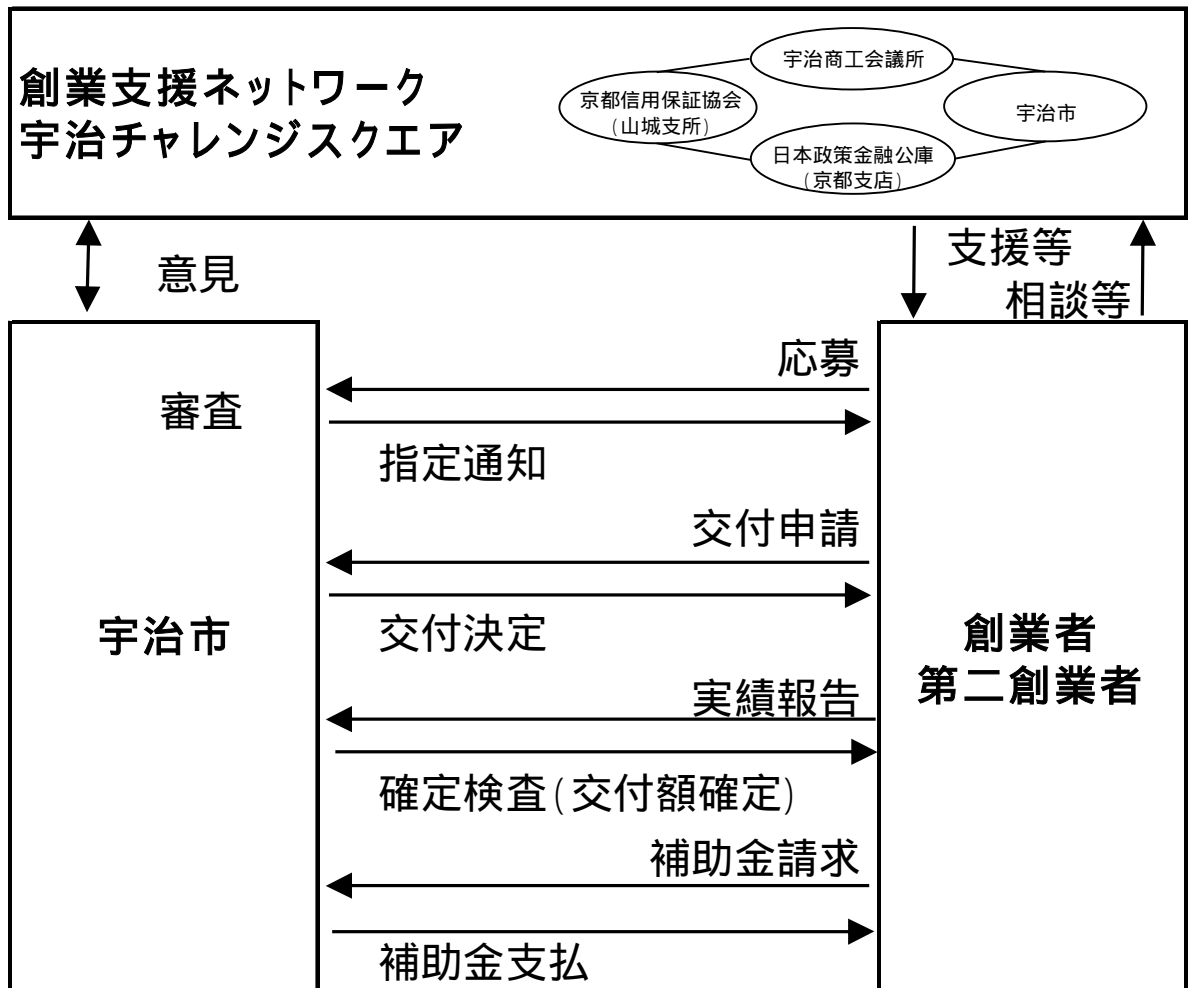
### (補助対象経費一覧)

工事費 修繕費	市内の店舗・事務所等の開設に伴う外装工事・内装工事費用 (住居兼店舗・事務所については、店舗・事務所専有部分に係るもののみとし、間仕切り等により物理的に住居等の用途に供される部分と明確に区別されている場合に限りま)
店舗購入費	市内の店舗・事務所等の開設に伴う店舗購入費用 (ただし、用地の購入費は除く)
備品購入費	事業で使用する備品の調達費用 (賃借料含む。ただし、補助期間内の経費に限る) 【対象外経費の例】 消耗品費 車両の購入費 汎用性が高く、使用目的が本補助事業の遂行に必要なものと特定できない物の調達費用(パソコン・カメラ・ソフトウェア・ライセンス等)
家賃	市内の店舗・事務所・駐車場等を借りて事業を行う場合の家賃 (ただし、補助期間内の経費に限る) 【対象外経費の例】 賃貸借契約における敷金・礼金・保証金等
広報費	販路開拓の広報宣伝費・パンフレット印刷費・展示会出展費用 宣伝に必要な派遣・役務等の契約による外部人材の費用 ダイレクトメールの郵送料・メール便などの実費 広報や宣伝の為に購入した見本品や展示品(飲食店店頭に表示される食品見本等、商品の概要・ニュアンス等を伝えることを目的とし、実際の製品同等の使用が出来ないことが原則)

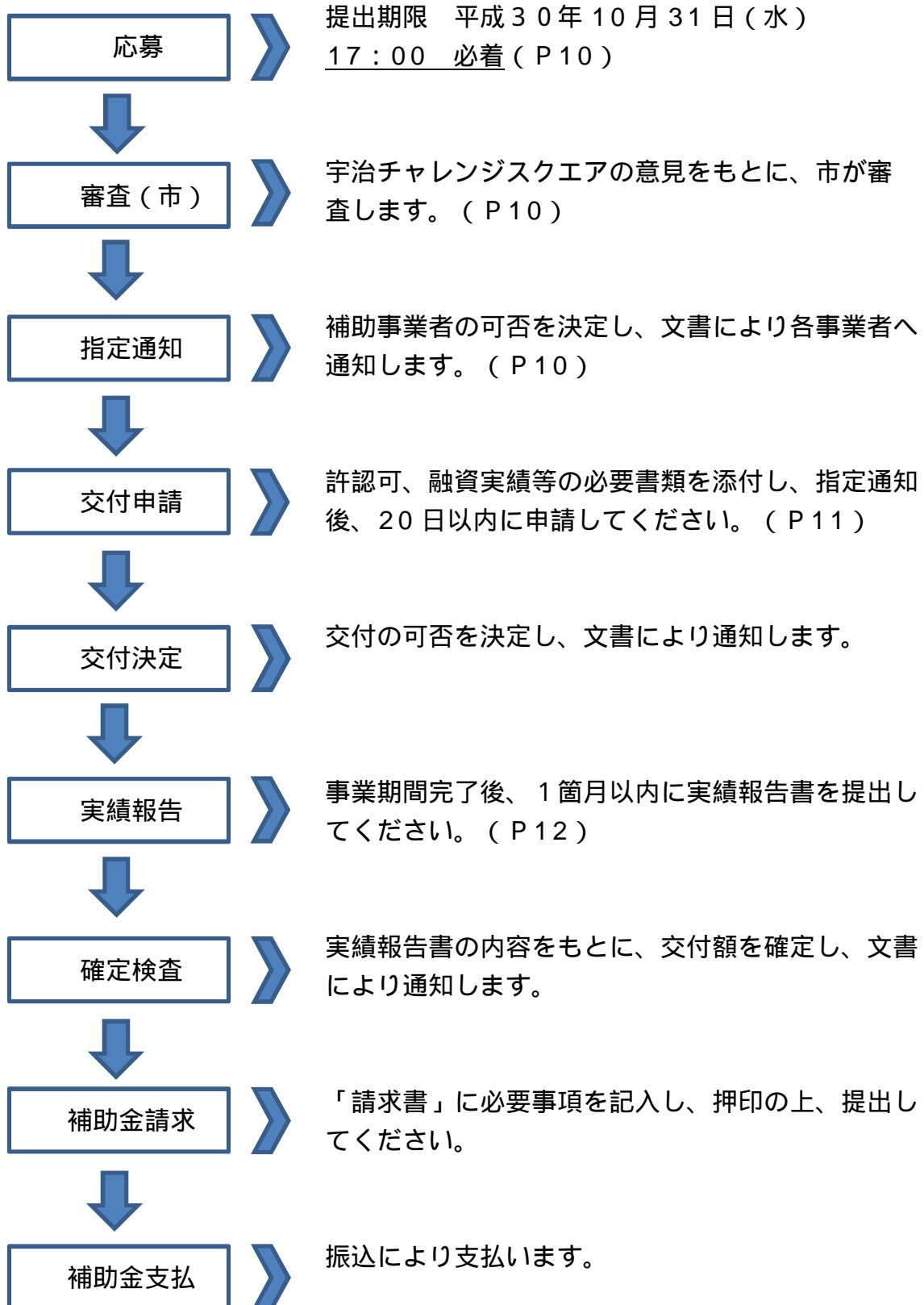


	求人広告の費用 <b>【対象外経費の例】</b> 切手購入費用 補助事業と関係のない活動に係る広報費（補助事業にのみ係った広報費と限定できないもの）
備考	補助対象経費には消費税及び地方消費税を含みます

## 6 事業のスキーム



## 7 手続きの流れ



## 8 応募方法

### (1) 提出期限

**平成30年10月31日(水) 17:00 必着**

### (2) 提出書類

下記の書類(1部)を提出してください。

申請書・・・**宇治市創業支援補助事業者指定申請書(様式1、P14)**

添付書類・・・下表のとおり

事業計画・収支予算書・・・・・・・・・・・・・・・・(様式2、P15~20)

宇治市地域貢献策計画書・・・・・・・・・・・・・・・・(様式3、P21)

市税の滞納がないことを証明する書類

その他参考となる書類(店舗の位置図、図面、外観、内装の写真等)

## 9 内容の審査

指定申請書及び添付書類の内容を以下の基準に照らして審査を行います。

主な着眼点は以下のとおりです。

事業の固有性、独創性

事業の実現可能性

事業の収益性

事業の継続性

資金調達の可能性

地域貢献策の内容(地域経済活性化への波及等)

なお、審査については、宇治市・宇治商工会議所・京都信用保証協会山城支所・日本政策金融公庫京都支店で構成する「創業支援ネットワーク宇治チャレンジスクエア」に意見を聴取するため、応募時にご提出いただいた資料を宇治チャレンジスクエアにて共有することに同意いただいたうえで申請してください。

## 10 指定について

内容の審査を経て、補助事業者の指定(または却下)を行い、宇治市から通知いたします。応募数や審査結果、市予算によって、指定されない場合がありますことをご留意ください。

なお、審査内容については、お伝えできませんのでご了承ください。

平成30年度募集の本事業に係る市予算は500万円です。

## 1 1 交付申請（指定後の手続き）

指定を受けた事業者は、指定の通知日から 20 日以内に補助金の交付申請書を提出してください。

(1) 提出書類 下記の書類（1部）を提出してください。

申請書・・・宇治市創業支援補助金交付申請書（様式 5、P 23）

添付書類・・・下表のとおり

< 共通書類 > ...全応募者提出が必要

融資制度の利用を証明できる書類

許認可を伴う業種であれば許認可証等の写し

< 個別書類 > ...条件ごとに提出が必要

### 【新規創業】

（事業を営んでいない個人・法人の場合）

税務署受付印のある、個人事業の開業届出書控えの写しまたは法人設立届出書控えの写し

（既に事業を営んでいる個人が、法人設立及び新規事業を実施の場合）

税務署受付印のある、個人事業の廃止届出書控えの写し及び法人設立届出書控えの写し

（既に事業を営んでいる法人が、新法人設立及び新規事業を実施の場合）

履歴事項全部証明書（旧法人及び新法人のもの）

### 【第二創業】

（個人の場合）

先代の廃業届 及び 後継者の開業届

（法人の場合）

履歴事項全部証明書

< 個別書類 > ...補助金の加算分を適用する場合それぞれ提出が必要

### 【市外から移住】

個人事業主又は法人代表者の住民票の写し

### 【若者】

個人事業主又は法人代表者の住民票の写し

### 【市内新規雇用】

該当する従業員との雇用契約書等の写し

該当する従業員の雇用保険被保険者証の写し

該当する従業員の住民票の写し

交付申請の時点で創業されていない方につきましては、添付書類を実績報告時に提出することが可能です。

## 1 2 事業の変更、中止

事業内容を変更する場合(軽微なものは除く)や、事業を中止する場合には、事前に所定の書類を提出し、承認を受けることが必要です。このような場合は、必ず事前に市へご相談ください。

### (1) 提出書類

申請書

宇治市創業支援補助金事業計画変更(中止)申請書(様式7、P25)

添付書類・・・下表のとおり

<変更の場合>

事業計画・収支予算書・・・・・・(様式2、P15~20)

その他参考となる書類(店舗の位置図、図面、外観、内装の写真等)

<中止の場合>

添付書類は不要です。

## 1 3 実績報告書

### (1) 提出期限

事業終了後1箇月以内

### (2) 提出書類

実績報告書・・・宇治市創業支援補助金実績報告書(様式8、P26)

添付書類・・・下表のとおり

収支決算書・・・・・・(様式9、P27~29)

対象費用の領収書(明細書含む)の写し等の支払証拠書類

「特定創業支援事業」を受けた者であることの証明

交付申請時の添付資料(交付申請時に創業されていない方のみ)

その他参考となる書類

(事業活動に関する写真、店舗の位置図、図面、外観、内装の写真等)

## 1 4 その他

補助金交付決定後、事業所名・事業所住所・氏名等については原則公開とします。

## 1 5 書類の提出先、お問い合わせ

応募書類は、持参いただき直接窓口へご提出ください。

### 【提出窓口】

〒611-8501 京都府宇治市宇治琵琶 33 番地  
宇治市市民環境部商工観光課商工労政係（宇治市役所 2 階）  
担当：森川・園田  
T E L 0774-20-8724  
F A X 0774-21-0408  
E-mail [shoukougankouka@city.uji.kyoto.jp](mailto:shoukougankouka@city.uji.kyoto.jp)